埼玉県教育委員会不祥事根絶対策チーム設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県教育委員会に、埼玉県教育委員会不祥事根絶対策チーム(以下「対 策チーム」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 対策チームは、次に掲げる事項について、所掌するものとする。
 - 一 不祥事防止対策の企画・実施に関すること
 - 二 不祥事防止を目的とした研修プログラムの作成に関すること
 - 三 不祥事防止を目的とした指導・助言に関すること

(構成)

- 第3条 構成員は別表のとおりとする。
- 2 対策チームに、座長及び副座長を置く。
- 3 座長は、教育総務部副部長をもって充てる。
- 4 副座長は、人事を所掌する県立学校部副部長及び市町村支援部副部長をもって充てる。

(会議)

- 第4条 会議は、座長が招集し、主宰する。
- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、会議への出席、 資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
- 4 会議は非公開とする。

(庶務)

- 第5条 対策チームの事務局は教育総務部総務課内に置く。
- 2 対策チームの庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるほか、対策チームの運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

座 長	教育総務部副部長
副座長	県立学校部副部長
	市町村支援部副部長
構成員	総務課長
	県立学校人事課長
	小中学校人事課長
	教職員採用課長
	県立学校人事課 学校管理幹
	小中学校人事課 学校管理幹
	総務課 総務幹
	総務課訟務・コンプライアンス担当(主査級以上の職員)
	総務課人事担当 (主査級以上の職員)
	県立学校人事課管理指導担当(兼務者含む)
	小中学校人事課管理指導担当
	教職員採用課総務・免許担当
	教職員採用課採用試験担当